

お済みですか？  
お子さんの 予防接種



予防接種法に基づく予防接種は接種できる期間（公費で接種ができる期間）が定められています。母子健康手帳で接種履歴を確認し、お済みでない予防接種は期間内に接種を受けてください。なお、接種時には住所地である大口町発行の予防接種予診票が必要です。



予防接種の種類	回数	対象者（対象期間）
ロタウイルス感染症	ロタリックス 2回	出生24週0日後まで
	ロタテック 3回	出生32週0日後まで
BCCG	1回	生後1歳未満
B型肝炎	3回	生後1歳未満
四種混合	4回	生後3か月から7歳半未満
ヒブ	接種開始時期により異なる (生後7か月までの開始で4回)	生後2か月から5歳未満
小児用肺炎球菌		
麻しん風しん(MR) ※1	1期 1回	1期…1歳から2歳未満
	2期 1回	2期…H27.4.2からH28.4.1生(年長児相当)
水痘	2回	1歳から3歳未満
日本脳炎 ※2	1期 3回	7歳半未満
	2期 1回	9歳以上13歳未満
二種混合 ※1	1回	11歳以上13歳未満(小学6年生に通知済)
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)	3回	小学6年生から高校1年生相当の女子

※1 MR2期・二種混合は、令和4年3月31日までに接種してください。

※2 日本脳炎：①平成11年4月2日から平成19年4月1日生まれで1期、2期の接種が終了していない方は20歳未満まで接種できます。②平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれで第1期を7歳半までに接種できなかった場合、9歳以上13歳未満に限り接種できます。

高齢者 肺炎球菌ワクチン予防接種



今年度の定期予防接種対象者 ※ただし、過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方は除きます。

65歳となる方	昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生	85歳となる方	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生
70歳となる方	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生	90歳となる方	昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生
75歳となる方	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生	95歳となる方	大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生
80歳となる方	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生	100歳となる方	大正10年4月2日生～大正11年4月1日生

接種期限 **令和4年3月31日**まで

※なお66歳以上の方で、過去に「23価肺炎球菌ワクチン」接種の費用助成をうけたことがない方は、任意予防接種費用助成制度があります。詳しくは健康生きがい課へお問い合わせください。

一般不妊治療費助成

一般不妊治療のうち保険適応外の人工授精にかかる費用に対する助成をおこなっています。令和3年3月診療分から令和4年2月診療分について、3月15日(火)までに申請してください。

**対象者** 不妊症と診断され、人工授精の治療を開始した時点の妻の年齢が43歳未満であり、治療期間および申請日において夫または妻のいずれかが大口町に住所を有するご夫婦(事実婚を含む)。

**助成額** 自己負担額の1/2相当額(1年度の上限4万5000円)

**助成期間** 助成を開始した診療日の属する月から連続する2年間まで

**申請方法** ご夫婦の健康保険証をご持参のうえ必要書類を添えて健康生きがい課へ申請してください。

**申請書類** 大口町一般不妊治療費助成事業申請書および同意書、一般不妊治療費助成事業受診等証明書、医療機関発行の治療に要した費用にかかるとの領収書(原本)、事実婚関係であることを証明する書類(事実婚の方のみ)

問合せ先 健康生きがい課  
☎94-0051